平成 27 年 10 月 30 日

各　　位

会　社　名　：　株式会社ハナテン
代 表 者 名　：　代表取締役社長　　米倉晃起
コード番号　：　9870　　東証2部
問 合 せ 先　：　取締役管理本部長　　陣内　司
電 話 番 号　：　06-6968-0101

支配株主である株式会社ビッグモーターによる当社株券等に対する公開買付けの実施及び意見表明に関するお知らせ

株式会社ハナテン（以下「当社」といいます。）は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の支配株主（親会社）である株式会社ビッグモーター（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式及び本新株予約権（下記「２．買付け等の価格」において定義します。以下同じです。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねる旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社とすることを企図していること、並びに当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

記

１．公開買付者の概要

（1）	名称	株式会社ビッグモーター	
（2）	所在地	山口県岩国市川西三丁目 7 番 12 号	
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　兼重　宏行	
（4）	事業内容	中古車・新車販売及び車両買取、車両整備等 車検・一般整備及び鈑金塗装業務 損害保険代理店及び自動車関連業務	
（5）	資本金の額	100 百万円（平成 26 年９月 30 日現在）	
（6）	設立年月日	昭和 53 年５月	
（7）	大株主及び持株比率（平成 26 年９月 30 日現在）	兼重 宏行　77.68% 損害保険ジャパン日本興亜株式会社　6.88% 株式会社ビッグモーター　3.33% 株式会社山口銀行　2.22% 株式会社オリエントコーポレーション　1.77% 株式会社セディナ　1.77% 第一生命保険株式会社　1.55% みずほキャピタル株式会社　1.33% ビッグモーター従業員持株会　1.27% 株式会社広島銀行　0.88%	
（8）	当社と公開買付者の関係	資本関係	公開買付者は、当社普通株式 20,819,212 株（所有割合（注）：70.60%）及び種類株式Ｂ666,666 株を保有しております。

	人的関係	本日現在、当社代表取締役を含む取締役４名のうち３名が公開買付者の取締役を、当社監査役５名のうち１名が公開買付者の監査役を兼務しております。
	取引関係	当社と公開買付者は、相互に中古自動車の取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。

（注）所有割合とは、当社が平成 27 年 10 月 30 日に公表した「平成 27 年９月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 27 年９月 30 日現在の普通株式に係る発行済株式総数（31,419,212 株）から同決算短信に記載された同日現在の当社の保有する自己株式数（1,929,862 株）を控除した株式数（29,489,350 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の計算において同じです。

２．買付け等の価格

（１）普通株式１株につき、540 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

（２）平成 25 年 12 月９日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第４回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）１個につき、297 円

（注１） 当社は、上記以外に種類株式Ｂ（666,666 株）を発行していますが、発行済種類株式Ｂの全てを公開買付者が保有しているため、種類株式Ｂについては、本公開買付けにおいて買付け等の対象とされておりません。なお、種類株式Ｂは当社株主総会における議決権を有しておらず、また、議決権を有する当社の株式の交付を受ける権利又は条項が付されているものでもありません。

（注２） 平成 17 年８月 30 日開催の当社株主総会決議に基づき発行された第１回乃至第３回新株予約権については、平成 27 年７月 13 日以前にその全てが行使されており、本日現在で残存しておりません。

（注３） 本新株予約権は、当社が資金調達を目的としてＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を割当先として発行したものです。ＳＭＢＣ日興証券との間で締結したファシリティ契約に基づき、平成 27 年５月 27 日にＳＭＢＣ日興証券に対して本新株予約権の行使を要請いたしましたが、平成 27 年７月８日の通知をもって、行使要請を撤回しております。従いまして、当社が平成 27 年８月３日に公表した「第４回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況に関するお知らせ」に記載のとおり、本新株予約権の残存個数は平成 27 年７月 31 日現在 18,931 個（本新株予約権の目的となる株式数 1,893,100 株）であり、本日現在も変更ありません。

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（１）意見の内容

当社は、平成27年10月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、慎重に協議、検討した結果、下記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」記載の根拠及び理由から、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会の決議は、下記「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の同意」に記載の方法により決議されております。

（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）20,819,212 株（所有割合：70.60%）を所有する当社の親会社です。公開買付者は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、当社普通株式の全て（本新株予約権の行使により交付される当社の普通株式を含み、公開買付者が所有する当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社を完全子会社化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、公開買付者は、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等の全部の買付け等を行うとのことです。また、本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、当社に対して、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実施を要請し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定とのことです。

② 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、昭和 51 年１月の創業以来、「お客様の車に関する全てのニーズに応える。」ことを社是とし、購入からアフターケアまで一貫してトータルカーライフをサポートする「車の総合提案企業」として、事業を展開しております。

公開買付者は、「展示販売」「中古車下取・買取」「損害保険代理店業」「車検・点検・整備」「板金・塗装」をワンストップで提供できる仕組みを構築し、「ビッグモーター」ブランドで全国に店舗展開をしております。中核事業である中古車販売事業では、国産車・外国車の自社在庫を軸に、「見て・触って・選べる」豊富な在庫が揃った大型展示場の展開、整備工場の併設による購入後のアフターサービスや車検整備体制の充実、直販方式による中間マージンをカットした高価買取の実現を通じ、他社との差別化を図っているとのことです。公開買付者の平成 26 年９月期の売上高は 977 億円、当社の平成 26 年３月期の売上高は 438 億円となっており、公開買付者は、現在、一事業年度の売上高が１兆円を超える企業となることを目標に掲げ、更なる事業の発展に取り組んでいるとのことです。

一方、当社は、昭和 38 年に放出中古車センターとして創業以来、近畿二府四県（大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県）及び徳島県・高知県・三重県・福井県・富山県・石川県・岐阜県を拠点に、中古自動車の小売販売を中核とし、中古自動車買取店、損害保険代理店、車両整備サービスを展開しています。加えて、会場敷地面積延べ 17,000 坪及びバイヤー席 900 を有する巨大中古車オークション会場を運営しており、オークション会場では、週１回 2,500 台規模の中古車オークションが開催され、日本でも有数のオークション会場となっております。

また、当社は、中古車販売業界で他社に先駆けてフロントガラスに正札で表示された価格や仕様、走行距離、車検の期限をお客様が確認したうえで販売する正札販売を開始したり、中古車を割賦購入できるようにしたりと、業界の先駆者として事業を展開してきました。

なお、当社は、平成２年７月に株式会社大阪証券取引所（当時）（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部（特別指定銘柄）に上場し、平成８年１月には大阪証券取引所市場第二部に指定されました。その後、平成 25 年７月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に指定されました。

公開買付者と当社の資本関係の変遷については、以下のとおりです。公開買付者は、平成 17 年６月に当時当社の主要株主でありその他の関係会社であった三洋電機クレジット株式会社（現：日本ＧＥ株式会社）及び当社との間で資本業務提携に関する契約を締結すると共に、同年９月に第三者割当により当社普通株式 5,555,600 株（当該第三者割当増資実施後の当社の総議決権に対する割合で 34.39%）及び当社の第１回乃至第３回新株予約権計 83,332 個（いずれも平成 17 年８月 30 日開催の当社株主総会決議に基づく発行）を取得しました。また、公開買付者は、平成 22 年３月に、日本ＧＥ株式会社が保有していた当社の種類株式Ａ5,597,100 株及び当社の種類株式Ｂ666,666 株を取得いたしました。その後、公開買付者は、平成 25 年９月に、その保有する種類株式Ａの全てを当社普通株式へ転換し、当社普通株式 11,152,700 株（当該転換後の当社の総議決権に対する割合で 62.96%

（注））を保有するに至りました。更に、平成 27 年７月には公開買付者が保有する当社の第１回乃至第３回新株予約権の行使により、当社普通株式 20,819,212 株（所有割合：70.60％）を保有するに至っております。

（注）平成 25 年３月 31 日現在の総株主の議決権 121,181 個に、転換に伴い交付された普通株式 5,597,100 株に係る議決権の数 55,971 個を加算した 177,152 個を総株主の議決権として計算しております。

また、公開買付者と当社の事業関係については以下のとおりです。公開買付者と当社は、平成 17 年６月の資本業務提携に関する契約締結を機に、公開買付者から当社への役員派遣や、商品在庫情報の共有、店舗設備の賃借等、経営・ビジネスにおける協力関係を構築してまいりました。その後、中古自動車販売部門の販売管理システムの一本化、人材一括採用に関し提携を行う等、事業運営におけるインフラ構築・人材獲得の観点においても協力関係を深化させ、グループとしての効率化を推進してまいりました。

更に、平成 25 年 10 月以降、当社の中古車販売店の名称を「ハナテン」から「ビッグモーター」へ順次切り替え、グループブランドの統一を行い、グループ力を結集した事業展開を推進しております。

近年の公開買付者と当社を取り巻く自動車業界の環境は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会が公表した平成 27 年１月から６月までの新車登録台数（軽自動車を除く。）によれば、約 163 万台（前年比 7.9％減）、軽自動車の新車販売台数は約 104 万台（前年比 15.4％減）、中古車登録台数は約 196 万台（前年比 2.5％減）となり、今後も自動車登録台数の逓減傾向が継続することが想定される中で、競合他社との差別化を図り、厳しい競争に勝ち残っていくことが求められております。また、日本国内において少子高齢化が進む中、近年若年層の自動車離れが進行しているとも言われており、今後、市場規模が更に縮小していく可能性もある一方、オンライン通販企業が中古車のネット通販という形で新規参入し、益々競争が激化する可能性も高まっております。

このような業界環境において、公開買付者は、今後グループの一層の発展とグループ目標である売上高１兆円を目指していくためには、当社を完全子会社化することで、公開買付者と当社がより一丸となって機動的な経営判断を可能とし、経営リソースの共有化を図り、同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することで、「ビッグモーター」ブランドによる事業の全国展開及び顧客基盤の拡大を図っていくことが不可欠であるとの判断に至ったとのことです。公開買付者は、当社の完全子会社化後には、両社の情報網を駆使した新規出店スピードの加速・営業エリアの拡大や両社の在庫の共通化による商品ラインナップの拡充が図れ、更なる業績の拡大に向けて、グループ一体となって事業を推進できると考えているとのことです。

公開買付者は、上記判断を踏まえ、平成 27 年 7 月中旬、当社に対して、完全子会社化の提案を行いました。その後、公開買付者及び当社は、両社事業の更なる拡大と両社の企業価値向上に向けた協議を開始し、複数回に亘り協議・検討を重ねました。その結果、平成 27 年７月下旬に、公開買付者及び当社は、両社の資本関係を更に堅固なものとし、公開買付者グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図り、グループ一体となって事業運営を行うことが、公開買付者及び当社として、より一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

公開買付者による当社の完全子会社化後の具体的な当社の事業戦略については、今後当社と協議の上、決定していく方針とのことですが、公開買付者としては、今後、当社との間で、経営リソースの共有化を図り、同一グループとしての総合力を更に発揮できる体制を構築することで、両社の情報網を駆使した新規出店スピードの加速・営業エリアの拡大、在庫の共通化による商品ラインナップの拡充の実施により、グループ社是である「お客様の車に関する全てのニーズに応える。」を実現し、最高のサービスを提供できる企業集団となるよう、当社と一丸となって切磋琢磨していく予定とのことです。また、公開買付者としては、公開買付者と当社との間の協業を深化させるのにあたっては両社間でより一層密なコミュニケーションを図りながら一体的に推進していく予定とのことです。

なお、当社の役員構成その他の経営体制については、現時点では具体的な変更予定はなく、また、具体的な検討も行っていないとのことですが、上記諸施策の実行や経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を検討していく予定とのことです。

③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社と公開買付者は、平成 27 年 7 月中旬頃から複数回に亘り協議・検討を重ねた結果、今後の業界内の競争激化に勝ち抜くためには、当社と公開買付者が同一の視点で顧客ニーズに応えていくことが必要であり、そのためには事業戦略を完全に一体化した上で、双方の経営資源を総合活用するなど、当社及び公開買付者の意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営体制を整えることが必要であると平成27年7月下旬に判断いたしました。

上記「②本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社を取り巻く経営環境は、自動車登録台数が減少傾向にあり、今後も逓減傾向が継続することが想定される中で、競合他社との差別化を図り、厳しい競争に勝ち残っていくことが求められております。また、日本国内において少子高齢化が進む中、近年若年層の自動車離れの進行により、今後、市場規模が更に縮小していく可能性もあり、引き続き不透明な経営環境が続いております。

また、当社は整備工場の新設や新規店舗の出店、営業員のスキルアップ及び増員を積極的に行う等、各地域のお客様のお車に関する多種多様なニーズに応えることにより利益確保を進めてまいりましたが、収益力強化のためには、ビッグモーターブランドによる事業の全国展開及び顧客基盤の拡大が必要と認識しております。なお、当社が上場廃止となった場合、資本市場を活用した資金調達が行えなくなりますが、当社の主な資金需要が、今後の事業拡大における主軸となる店舗展開の新規出店資金にあることを踏まえると、出店計画に合わせて金融機関から適宜資金調達していくことが当社の事業運営により適していると判断いたしました。このような状況の下、当社は、公開買付者から本取引の提案を受け、当社及び公開買付者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）並びに当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所から助言を受けながら、かかる本取引の提案に対する当社としての取り組み方や、グループ一体となって行う事業運営がもたらす持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について検討してまいりました。

また、当社は、平成 27 年９月中旬、公開買付者より本公開買付価格及び本新株予約権の買付け等の価格その他の条件についての協議・交渉の申し入れを受け、公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉を複数回行いました。かかる協議・交渉の結果、公開買付者から、540 円の買付価格が提示されるに至りました。

以上の検討及び交渉を踏まえ、平成 27 年 10 月中旬、当社は、本取引により当社が公開買付者の完全子会社となることで、上場維持コストの削減が図れるとともに、両社の情報網を駆使した新規出店スピードの加速・営業エリアの拡大や両社の在庫の共通化による商品ラインナップの拡充が図れ、更なる業績の拡大に向けて、グループ一体となって事業を推進できるため、当社の今後の利益拡大を実現することになるものと判断し、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとの結論に至りました。また、当社取締役会は、本公開買付価格が、（ⅰ）下記「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のみずほ証券による当社普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）の算定結果のレンジの範囲内であること、（ⅱ）本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 10 月 29 日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値 413 円に対して 30.75％（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値の計算において同様に計算しております。）、直近１ヶ月間の終値単純平均値 387 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）に対して 39.53％、直近３ヶ月間の終値単純平均値 404 円に対して 33.66％、直近６ヶ月間の終値単純平均値 421 円に対して 28.27％のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても、一般的な範囲内のプレミアムが付加されたものであると考えられること、（ⅲ）下記「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への

配慮がなされていると認められること、（ⅳ）本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。他方、本新株予約権に関しましては、当社取締役会の決議に基づき、当社取締役会にて定める取得日に本新株予約権１個当たり金297円にてこれを取得できる旨の取得条項が付されているところ、本新株予約権の買付け等の価格は当該取得条項に基づく取得価格と同額に設定されていることを踏まえ、当社は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性については検討を行っていないことから、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねる旨の決議をいたしました。

（３）算定に関する事項

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、他の公開買付け案件における買付対象株式の価値算定実績をもとに、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるＳＭＢＣ日興証券に当社普通株式の価値算定を依頼したとのことです。なお、ＳＭＢＣ日興証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当しません。また、ＳＭＢＣ日興証券は本日現在本新株予約権の全てを保有しておりますが、かかる立場を除き本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておらず、公開買付者はＳＭＢＣ日興証券に対して本新株予約権の価値算定は依頼していないとのことです。

ＳＭＢＣ日興証券は、市場株価法及びＤＣＦ法の各手法を用いて算定を行い、公開買付者は、平成27 年 10 月 29 日付でＳＭＢＣ日興証券より株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された当社普通株式の１株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	387 円から 404 円
ＤＣＦ法	436 円から 613 円

市場株価法では、平成 27 年 10 月 29 日を算定基準日として、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部における直近１ヶ月間の終値単純平均値 387 円、直近３ヶ月間の終値単純平均値 404 円を基に、当社普通株式の１株当たりの価値の範囲を 387 円から 404 円までと分析しているとのことです。

ＤＣＦ法では、当社が作成した平成 27 年９月期から平成 30 年９月期までの４期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、当社が平成 27 年９月期第４四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の１株当たりの価値の範囲を 436 円から 613 円までと分析したとのことです。

公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から取得した株式価値算定書の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の直近３ヶ月の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 27 年 10 月 30 日に、本公開買付価格を１株当たり 540 円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格である１株当たり金 540 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日で

ある平成 27 年 10 月 29 日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の普通取引終値の 413 円に対して 30.75%、過去１ヶ月間（平成 27 年９月 30 日から平成 27 年 10 月 29 日まで）の普通取引終値の単純平均値 387 円に対して 39.53%、過去３ヶ月間（平成 27 年７月 30 日から平成 27 年 10 月 29 日まで）の普通取引終値の単純平均値 404 円に対して 33.66%、過去６ヶ月間（平成 27 年４月 30 日から平成 27 年 10 月 29 日まで）の普通取引終値の単純平均値 421 円に対して 28.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（注）ＳＭＢＣ日興証券は、株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、当社及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行なっていないとのことです。また、これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです。更に、当社及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しいことを前提としているとのことです。

ＳＭＢＣ日興証券が、株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、情報提供者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。また、株式価値算定書において、ＳＭＢＣ日興証券は提供された資料及び情報に基づき、一定の仮定をおいて分析を行っている可能性がありますが、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。ＳＭＢＣ日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。

なお、ＳＭＢＣ日興証券の算定結果は、ＳＭＢＣ日興証券が公開買付者の依頼により、公開買付者の取締役会が本公開買付価格を決定するための参考に資することを唯一の目的として公開買付者に提出したものであり、当該算定結果は、ＳＭＢＣ日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 27 年 10 月 29 日付で、みずほ証券より当該算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。みずほ証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、当社は、みずほ証券に対して本新株予約権の価値算定は依頼しておりません。

みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式が上場しており、市場株価が存在する観点から市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能である観点から類似会社比較法を、当社の将来の事業活動に基づく本源的価値を評価に反映する観点からＤＣＦ法の各手法を用いて当社普通株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当社普通株式１株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価基準法 ： 387 円から 421 円
類似会社比較法 ： 506 円から 605 円
ＤＣＦ法 ： 535 円から 716 円

市場株価基準法では、基準日を本株式価値算定書作成日である平成 27 年 10 月 29 日として、東京証券取引所における当社普通株式の基準日終値 413 円、直近１ヶ月間の終値単純平均値 387 円、直

近３ヶ月間の終値単純平均値 404 円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値 421 円を基に、当社普通株式の１株当たりの価値の範囲を 387 円から 421 円までと算定しております。

類似会社比較法では、国内上場会社のうち、株式会社ガリバーインターナショナル、株式会社ケーユーホールディングス、株式会社ネクステージを類似会社として抽出し、ＥＢＩＴＤＡマルチプルを用いて、当社普通株式の１株当たりの価値の範囲を 506 円から 605 円までと算定しております。

ＤＣＦ法では、平成 27 年６月末を基準日として、当社が作成した平成 27 年９月期から平成 30 年９月期までの４期分の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式の１株当たりの価値の範囲を 535 円から 716 円までと算定しております。なお、割引率は 6.5%から 7.5%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は-0.5%から 0.5%として算定しております。

みずほ証券がＤＣＦ法の算定の前提とした当社の平成 27 年９月期から平成 30 年９月期までの４期分の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味しておりません。

（単位：百万円）

	平成 27 年９月期	平成 28 年９月期	平成 29 年９月期	平成 30 年９月期
売上高	50,798	54,707	57,506	60,715
営業利益	2,494	2,953	2,814	2,985
ＥＢＩＴＤＡ	2,918	3,535	3,662	3,890
フリー・キャッシュ・フロー	▲658	▲2	154	219

（注）みずほ証券は、当社への本株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社の財務予測については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

（４）上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社普通株式の全てを取得することを企図しておりますので、その場合にも、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより当社普通株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、下記の一連の手続により、当社普通株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90%

以上を所有するに至った場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権の新株予約権者（公開買付者及び当社を除き、以下「本新株予約権者」といいます。）の全員に対し、その有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。）する予定とのことです。株式売渡請求においては、当社普通株式１株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権の対価として、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格と同額の金銭を本新株予約権者に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対し株式等売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主及び本新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、①当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員が所有する当社普通株式の全部及び②本新株予約権者の全員が所有する本新株予約権の全部を取得します。当該各株主又は当該各本新株予約権者の所有していた当社普通株式又は本新株予約権の対価として、公開買付者は、①当該各株主に対し、当社普通株式１株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、②当該各本新株予約権者に対し、本新株予約権１個当たり本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。なお、当社は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、当社取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定です。

他方で、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90％以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当社普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより普通株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社普通株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する当社普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、当社普通株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社普通株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社普通株式の数が１株に満たない端数となるように決定する予定です。

株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の８その他関係法令の定めに従って、株主及び本新株予約権者は、その有する当社普通株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより当社普通株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の４及び第182条の５その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する普通株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び当社普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社普通株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格に当該各新株予約権者が所有していた本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格決定の申立てがなされた場合において、当社普通株式及び本新株予約権（株式併合については当社普通株式）の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の90％以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにより本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社に対して、本新株予約権の取得及び消却その他完全子会社化に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、当社が本日現在において公開買付者の子会社であり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格及び本新株予約権の買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等として、以下のような措置を実施いたしました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるＳＭＢＣ日興証券に当社普通株式の価値算定を依頼したとのことです。

なお、ＳＭＢＣ日興証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないとのことです。また、ＳＭＢＣ日興証券は本日現在本新株予約権の全てを保有しておりますが、かかる立場を除き本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておらず、公開買付者はＳＭＢＣ日興証券に対して本新株予約権の価値算定は依頼していないとのことです。

当該株式価値算定書の概要については、上記「（３）算定に関する事項」の「①公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券より、本株式価値算定書を取得しております。本株式価値算定書の概要については、上記「（３）算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

③ 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 27 年９月４日、当社及び公開買付者の取締役会から独立した外部有識者である渡辺徹氏（弁護士、北浜法律事務所・外国法共同事業）、鈴木蔵人氏（弁護士、色川法律事務所）及び坂井俊介氏（公認会計士）の３名によって構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(i) 本取引の目的の合理性、(ii) 本取引の条件の妥当性、(iii) 本取引の手続の公正性、(iv) (i) 乃至 (iii) の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問し（以下、(i) 乃至 (iv) の事項を「本諮問事項」といいます。）、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを嘱託いたしました。

第三者委員会は、平成27年９月15日より平成27年10月22日までの間に合計６回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。

具体的には、(i) 公開買付者及び当社より提出された検討資料その他の必要な情報・資料等の収集及び検討、(ii) 公開買付者との面談によるインタビュー調査、(iii) 当社の取締役である陣内司氏、みずほ証券及び弁護士法人大江橋法律事務所との面談によるインタビュー調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の内容、本取引の背景、本取引の意義・目的、本取引が当社の企業価値に与える影響、第三者算定機関の独立性、本公開買付価格の算定手法の妥当性、本公開買付価格の算定の基礎となった事業計画の作成過程等の合理性、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性その他本取引に関連する事項について検討を行いました。

上記の検討の結果、第三者委員会は、平成 27 年 10 月 22 日に、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

(i) 当社が上場会社、公開買付者が非上場会社であることに伴う両社間の人員共有や情報共有に係る制約等、公開買付者グループとしての当社の課題や、営業員のスキルアップ及び増員等、当社において対処すべき課題を、本取引に基づく完全子会社化により解消、対処することができることに鑑みると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的である。

(ii) 当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格の検討及び当該価格に関する公開買付者との協議・交渉につき、公開買付者の役員を兼任している当社の役員を関与させていない。また、本公開買付価格は、市場株価基準法により算出された価格以上の価格であり、かつ、類似会社比較法及びＤＣＦ法によって算出された価格のレンジ内であること（なお、ＤＣＦ法の基礎となった事業計画については、その作成に関し公開買付者が一切関与していないこと）や、本公開買付けにおけるプレミアムと、本取引と類似の取引におけるプレミアムの平均値との対比等の観点からすると、本公開買付価格に反映されたプレミアムの数値は、本取引により生じるシナジー効果を当社の少数株主と公開買付者との間で適切に分配するものであり、本公開買付価格等の本取引の条件は妥当といえる。更に、本新株予約権の買付け等の価格についても、当社の取締役会決議により本新株予約権の全部又は一部を金 297 円で取得することができる旨の取得条項が本新株予約権に付されていること等を踏まえると、当該買付け等の価格を上記取得条項に基づく取得価格と同額に設定することは合理的である。

(iii) 本取引においては、①本公開買付け後の当社の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないこと、②本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議において、公開買付者の取締役を兼任している当社の取締役の除外が予定されていることに加え、当社が、独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を得ており、また、独立した財務アドバイザーからの株式価値算定書を取得していること、③本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が比較的長期に設定されるとともに、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意が存在しないこと等に照らすと、本取引につき、公正な手続を通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。

(iv) (i) 乃至 (iii) の判断を踏まえると、本取引は、当社の少数株主にとって特段不利益なも

のとは認められない。

④　当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、本公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他本取引を実施するにあたっての留意点について法的助言を受けております。

⑤　当社における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の同意

当社取締役会は、本株式価値算定書の内容及び弁護士法人大江橋法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、（ⅰ）本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、（ⅱ）本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました（判断過程の詳細については、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。）。そこで、平成 27 年 10 月 30 日開催の当社取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。他方、本新株予約権に関しては、当社取締役会の決議に基づき、当社取締役会にて定める取得日に本新株予約権１個当たり金 297 円にてこれを取得できる旨の取得条項が付されているところ、本新株予約権の買付け等の価格は当該取得条項に基づく取得価格と同額に設定されていることを踏まえ、当社は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性については検討を行っていないことから、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、その判断に委ねる旨の決議を行いました。なお、当社の取締役４名のうち、公開買付者の代表取締役と当社の取締役を兼任している兼重宏行氏、公開買付者の取締役と当社の代表取締役を兼任している米倉晃起氏及び公開買付者と当社の取締役を兼任している浜脇浩次氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における決議には参加しておりません。また、定足数を確実に満たすという観点から、上記の決議の後、兼重宏行氏を除く当社の全ての取締役により改めて審議を行い、全員一致で上記と同様の決議を行っております。

なお、当社の監査役（監査役５名中、出席監査役５名）の全員が上記取締役会に出席し、公開買付者の監査役と当社の監査役を兼務する酒井善浩氏を除く全員が、上記各決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。酒井善浩氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における審議には参加しておらず、上記各決議に対し意見を述べることも差し控えております。

また、利益相反回避の観点から、兼重宏行氏、米倉晃起氏及び浜脇浩次氏は、本取引に関し当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

⑥　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社普通株式及び本新株予約権について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格及び本新株予約権の買付け等の価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定していないとのことです。これは、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」

に記載のとおり、本日現在、公開買付者の所有割合は 70.60%であるため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) を買付予定数の下限として設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性があるものと考えているためとのことです。もっとも、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) を買付予定数の下限として設定しておりませんが、本公開買付けの公正性を担保するための上記①乃至⑥の措置を通じて、少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えているとのことです。

４．公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成 27 年 10 月下旬、本日現在本新株予約権の全てを保有するＳＭＢＣ日興証券から、その保有する本新株予約権の全てを本公開買付けに応募する予定である旨の連絡を受けているとのことです。なお、当社は、公開買付期間中にＳＭＢＣ日興証券に対してＳＭＢＣ日興証券との間で締結したファシリティ契約に基づく本新株予約権の行使要請は行わない予定です。更に、本新株予約権については、その譲渡について当社の事前の同意を要することとされておりますが、当社は、平成 27 年 10 月 30 日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、本新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に譲渡することについて承認することを決議しております。なお、当社は、公開買付者との間で、平成 27 年 10 月 30 日付で、公開買付者が本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において、当該行使により取得することとなる株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社普通株式に係る上場株式数の 10%を超えることとなる場合には、当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わないこと等を合意する旨の制限超過行使に関する合意書を締結しております（なお、公開買付者によれば、公開買付者は本新株予約権を取得したとしても行使することは予定していないとのことです。)。

５．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

６．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

７．公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

８．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

９．今後の見通し

上記「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」、「（４）上場廃止となる見込み及びその事由」及び「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

１０．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は当社の支配株主（親会社）であるため、本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成26年12月22日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、親会社との取引条件の決定については一般の取引先と同様な取引条件で決定し、少数株主の保護に努めている旨を記載していると

ころ、本公開買付けに関する意見表明のかかる指針への適合状況は、以下のとおりです。

当社は、上記「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、第三者委員会から本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の本答申書を受領し、独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式価値算定書を取得し、弁護士法人大江橋法律事務所から法的助言を受ける等、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、それによって支配株主である公開買付者との関係において当社の自主性・自立性を確保し、ひいては少数株主の保護を図っているところ、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「３.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

（３）当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成27年10月22日付で、第三者委員会より、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を入手しております。詳細は、上記「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。

<u>添付資料</u>

公開買付者が平成 27 年 10 月 30 日付で公表した「株式会社ハナテン株券等（証券コード 9870）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以　上

平成 27 年 10 月 30 日

各　位

会　社　名　：　株式会社ビッグモーター
代 表 者 名　：　代表取締役社長　　兼重　宏行
問 合 せ 先　：　管理部次長　　梅田　聡
電 話 番 号　：　06-6967-2100

株式会社ハナテン株券等（証券コード 9870）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ビッグモーター（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 10 月 30 日、以下のとおり、株式会社ハナテン（コード番号 9870、株式会社東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 25 年 12 月９日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された対象者の第４回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、本日現在、対象者普通株式 20,819,212 株（所有割合（注１）：70.60%）を所有する対象者の親会社です。公開買付者は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、対象者の発行済普通株式の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、公開買付者が所有する対象者の普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的とした取引）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（１）対象者の名称

株式会社ハナテン

（２）買付け等を行う株券等の種類

①　普通株式

②　本新株予約権

平成 25 年 12 月９日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第４回新株予約権

（注１）対象者は、上記以外に種類株式Ｂ（666,666 株）を発行していますが、発行済種類株式Ｂの全てを公開買付者が保有しているため、種類株式Ｂについては、本公開買付けにおいて買付け等の対象といたしません。なお、種類株式Ｂは対象者株主総会における議決権を有しておらず、また、議決権を有する対象者株式の交付を受ける権利又は条項が付されているものでもありません。

（注２）平成 17 年８月 30 日開催の対象者株主総会決議に基づき発行された第１回乃至第３回新株予約権については、平成 27 年７月 13 日以前にその全てが行使されており、本日現在で残存しておりません。

（３）買付け等の期間

平成 27 年 11 月２日（月曜日）から平成 27 年 12 月 15 日（火曜日）まで（30 営業日）

（４）買付け等の価格

普通株式１株につき、金 540 円

本新株予約権１個につき、金 297 円

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数　　10,563,238 株

買付予定数の下限　　なし

買付予定数の上限　　なし

（６）公開買付代理人

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

（７）決済の開始日

平成 27 年 12 月 21 日（月曜日）

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成 27 年 11 月２日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上